

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1.基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること、いじめの未然防止、早期発見、そして発生時のいじめ根絶を旨として、この基本方針を策定する。

2.いじめの定義

国府小学校の「いじめ」の定義

いじめとは一定の人的関係が存在する、児童と児童の間で、心理的又は物理的な影響を与える行為が行われ、心身の苦痛を感じる、あるいは心身の苦痛が推測されるものである。

指導のキーワード

「力の不均衡」「意図的な行動」「不公平な影響」

●力の不均衡（：強い方から）

肉体的な差、運動能力の差、知的能力の差、精神的な力の差、社会的な影響の差等

●意図的な行動（：わざと）

いじめは、被害者を意図的に傷つけたり脅したりする。いじめ行動は、グループ内での力を持つこと、相手をコントロールすること、注目を集めることなどの目的があつて、意図的に行われる。

●不公平な影響（：公平でない）

被害者は通常、わめいたり泣いたり、うつになったり不安になったりといった感情的な反応を見せる。一方、加害者は苦悩や不安といった感情を見せることはほとんどない。特に、思春期のいじめでは、加害者は「被害者はいじめられて当然だ」のように見ていることが多い。加害者は自分の行動が正義であると誤解しているとされる。

3.いじめ防止のための組織

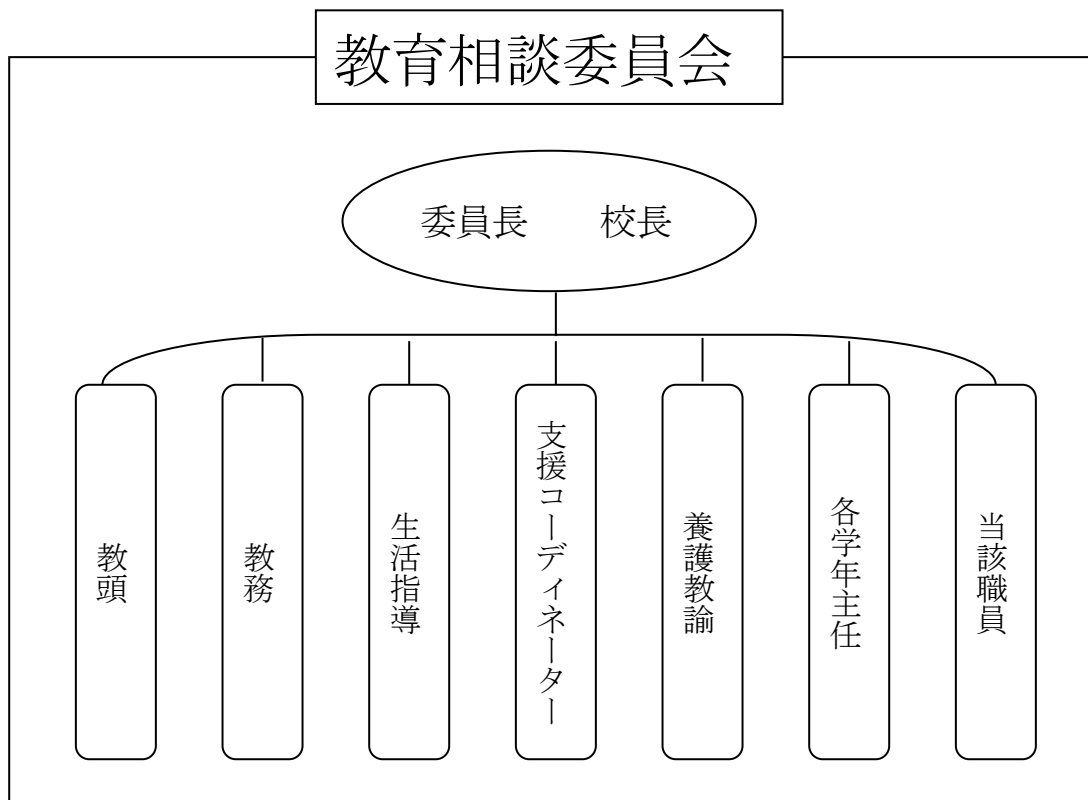
(1)名称 「教育相談委員会」

(2)構成員 校長・教頭・教務・支援コーディネーター・養護教諭・各学年主任・生活指導担当・当該職員 なお、委員長は校長とする。

(3)役割等

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ・不登校の未然防止
- ウ いじめ・不登校の対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗状況のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し

※組織・体制図



司会：生活指導 記録：各学年持ち回り で行う

4.年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

(1)目標

学校生活において生活指導部の指導範囲を著しく超えるような問題の予防・調査・解決のために本委員会を設置する。

(注1) 例えば、不登校、いじめ、学級がうまく機能しない状況などである。

(注2) 構成は、校長、教頭、教務、養教、支援コーディネーター、学年主任、当該職員、生指で委員長を校長とする。

(2)会議

月1回の定例会および、問題が生じたときに随時開かれる。

(注3) 月1回の定例会は、情報交換会ののち開かれる。

(3)指導の原則

(a) 問題の発見、解決には一刻一瞬を大切にして、早期に対応する。

(b) 解決の方向は、具体的に決定される。

(c) 「問題」には、全教職員が、一致して当事者として対応する。

(d) 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで、追求する。

「解決」の確認には、校長があたる。

(e) 本委員会での審議のうち「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは非公開にする

(4)活動分野、方針

【1】いじめ

①いじめとは当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

②いじめは、見えにくいものであり、早期に発見するために次のような配慮をする。

ア 担任・専科による日常生活の観察

a 机を離す b 授業中ワーとはやしたてる c 仲間はずれにする d〇〇キン等の言葉を言う e物がぬすまれたりこわされたりする

イ 全校「一人ぼっちの子調査・生活アンケート」など前段階調査

ウ 10日目、20日目、30日目の蓄積欠席報告

③担任が発見した時、子どもからの訴え、親からの訴えがあったときは直ちに解決のための行動がとられる。

ア 担任は、その日のうちに委員長に概略を報告する。

イ 必要な時は、報告から24時間以内に会議を開き方針をきめ、活動をする。
(休み中は、できる限りの対応をする)

ウ 5日たっても改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

【2】不登校

①不登校とは、病気、私用等の理由がないのに、学校を休むような場合をいう。

②不登校の対応は、発生直後と長期に分ける。

③不登校の発生直後は、特に大切であり、早期に対応する。

ア 家庭と連携を取り、不登校の原因を聞き出す。

「いじめ」「プール、給食などの不安」「宿題忘れ」等は早急の解決の方向を出す。

イ できるだけ早期に会議を開き、方向を出す。

④長期不登校は、これまでの経験を生かし「生活会議室・保健室・支援教室」登校など、可能な形を追求する。

【3】学級がうまく機能しない状況

①授業ができないほどの私語、むやみに立ち歩く、担任・授業者の指示を全く聞かないような状態を学級がうまく機能しない状況とし、その前段階も含める。

②担任・授業者はどのような場合何があったか具体的に記録する。
改善のための努力も記録する。

③当該クラス・授業では、担任・授業者が再建の柱となる。

担任・授業者を援助し、支えるための具体的方向を早期に確立する。

④解決の方向は、第一段階、第二段階、第三段階などの方策を準備する。

⑤当該クラス・授業の支援の中心は、学年主任があたり、基本的に解決するまで継続する。

⑥すべての教職員は、一丸となって担任・授業者を支えるために努力をする。

(5)取組状況の把握と検証 (PDCA)

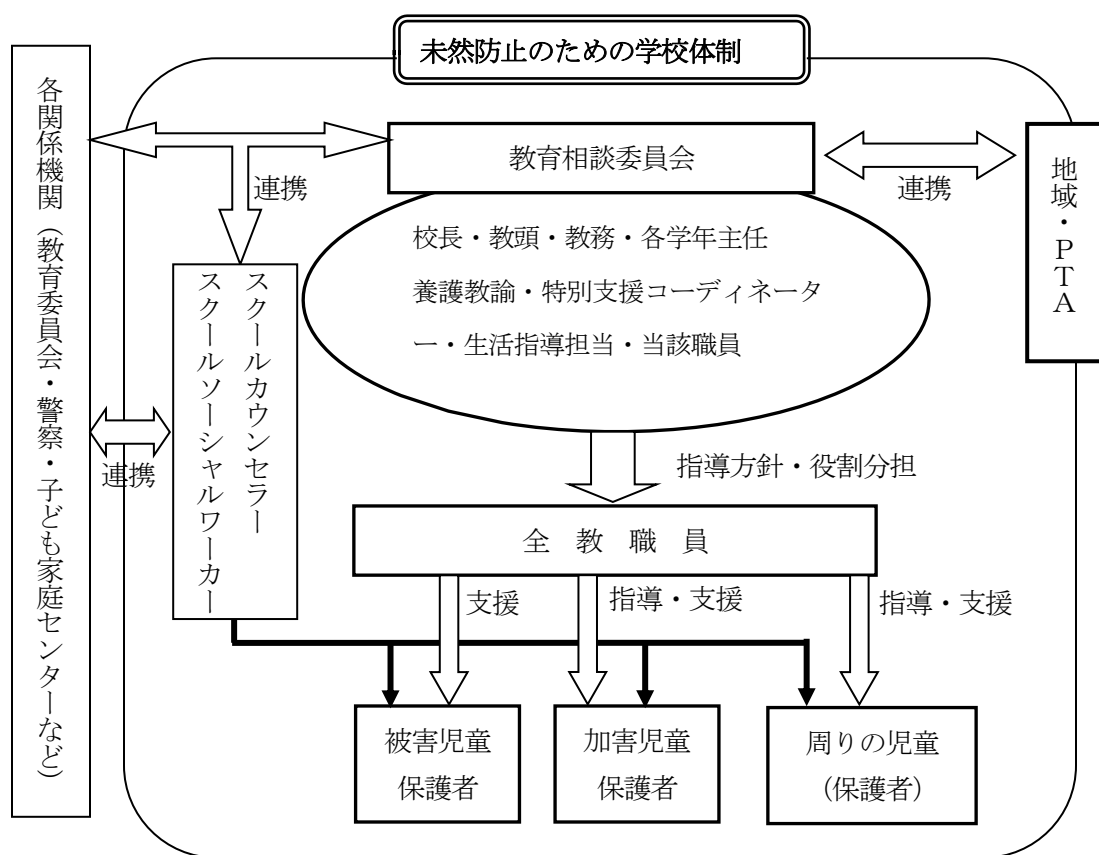
教育相談委員会は、月1回委員会を開催し(情報交換会と兼ねる)、取組が計画通り進んでいるか把握検証し、いじめの予兆や実際にいじめが起こった場合の対応を行い、さらに必要に応じて本方針や計画等の見直し等を行う。また、取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価する。

第2章 いじめ防止

1.基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうるということを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめ防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通った対人関係を構築できる大人へと育てながら、いじめを生み出さない土壌を作るために、教職員および関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

そのために、以下のような体制をもって問題に対応するものとする。



2.いじめ防止のための措置

いじめをしない、いじめに向かわない児童を育成するために、自他の存在を認め合い、互いに尊重し合う態度を養うことや、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

(1)いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習状況等が関わっていることが多い。このことを踏まえ、一人一人の考えが大切にされた分かりやすい授業づくりに努め、学習に対する焦り、劣等感等のストレス軽減につなげる。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童に対するいじめを助長したりすることがないようにする。校内研修において人権教育研修を充実させ、児童一人一人の多様性を理解するとともに、指導の在り方に細心の注意を払う。また、「いじめ防止基本方針」の内容を HP へ記載し、入学時や各年度の開始時に、児童、保護者に説明を行う。

(2)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

児童の自己有用感や自己肯定感を育み、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める取り組みとして、たてわり班をベースとした活動を年間通じて行う。高学年の児童が低学年の児童と積極的に関わり、遊びなどの企画をするという機会を多く持つことで、児童の自己有用感を高められるようにする。

(3)いじめに向かわない態度・能力の育成

職員研修の一環として、学期に1回のいじめ防止授業づくり研修を行い、職員のスキルアップを目指すと共に、作った教材で子どもたちのいじめに対する意識を高めていく。いじめについては、四層構造における「観衆」「傍観者」を、いじめを止める積極的介入者に変えていけるような取り組みを考案する。具体的には、道徳や学活の中で、自分の周りの児童との関係性を学び、よりよい行動を選択できる能力を身につけられるような授業の進め方を考えていく。さらに、児童がストレスに適切に対処できる力を育み、自らいじめについて学ぶ方法としてソーシャルスキルやストレスマネジメントについて学習する機会を設けていく。

第3章 早期発見

1.基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の大前提であり、すべての大人が連携し、児童の変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教員で的確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

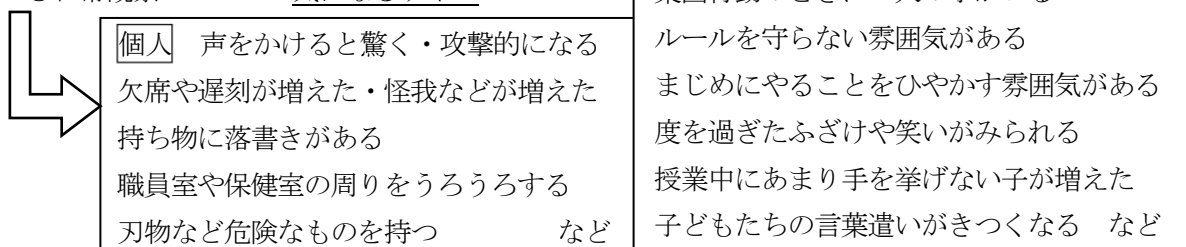
2.いじめの早期発見のための措置

以下の方法などにより実態把握を行いながら、児童がいじめの被害を訴えやすい体制を整えるとともに、日頃から教職員間の情報交換を密にし、すべての教職員ですべての児童を見守る体制を構築することが第一である。また、地域・家庭と十分に連携して情報を得ながら児童を見守っていくことも必要である。教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて十分に配慮する。

○生活状況調査（いじめアンケートなど）

○個人面談（カウンセリングなど）

○日常観察 気になるサイン

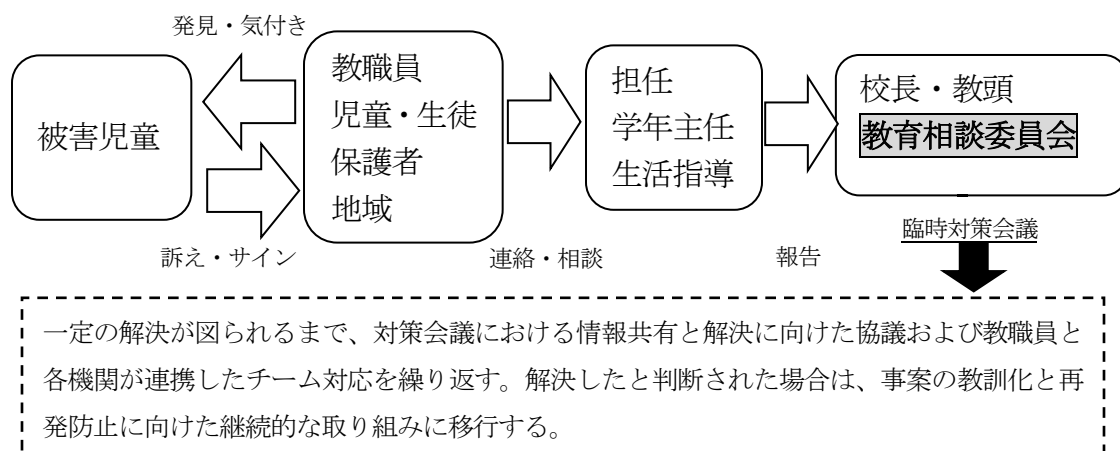


第4章 いじめに対する考え方

1.基本的な考え方

いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う必要がある。また、各家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携が必要である。

2.いじめ発見・通報を受けたときの考え方



- いじめられた本人や周辺からの聞き取りを重視し、その児童の精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。
- 休み時間や登下校の際に教師による見回りを行うなど、被害が継続しない体制を整える。
- いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係諸機関と連携する。

●段階（レベル）に応じた対応

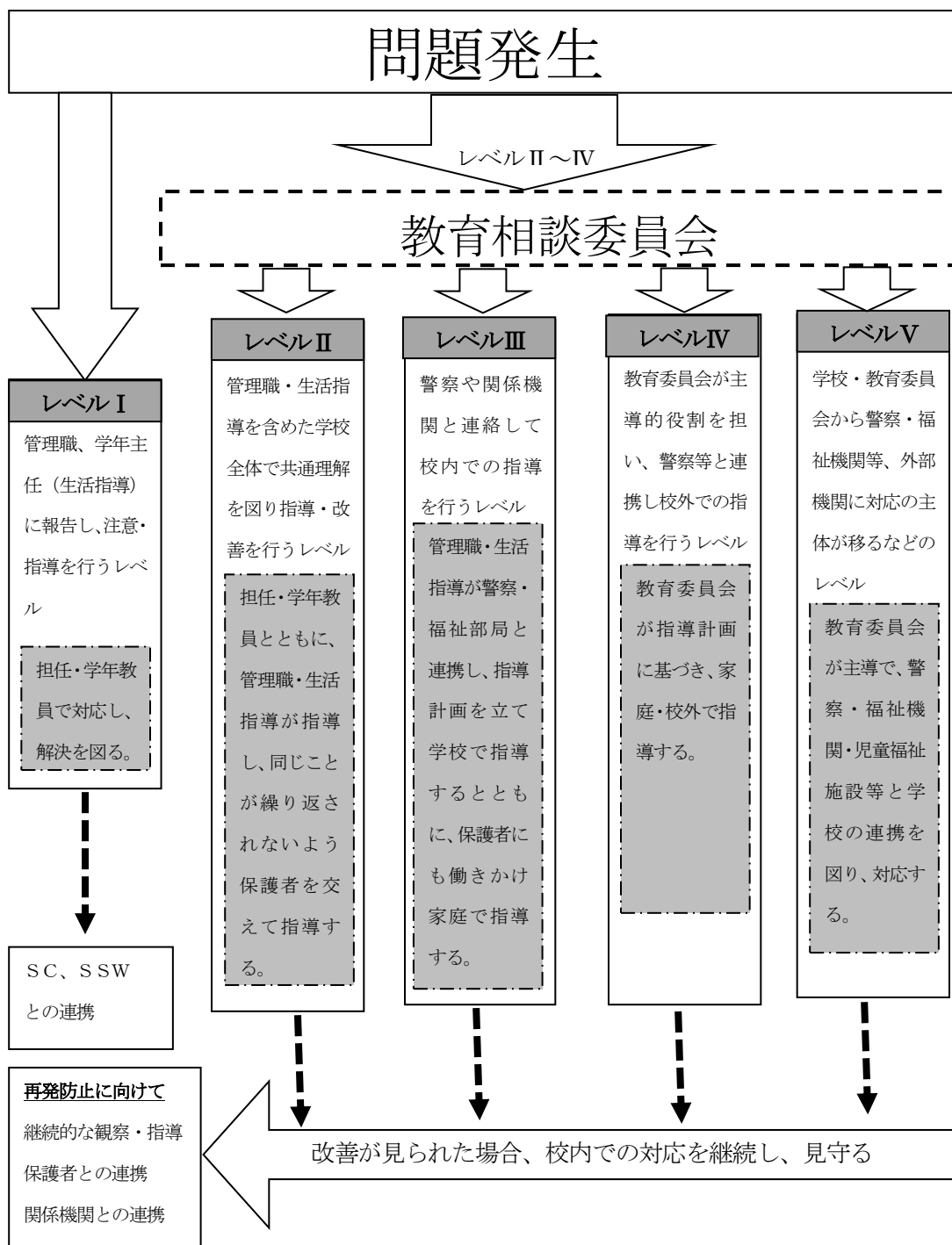
5つのレベルの例示（□いじめ、◇その他の問題行動）

レベルⅠ	□言葉によるからかい □無視 □攻撃的な言動（荒い言葉遣い、乱暴な振る舞い等） ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装、頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用など ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響度などの要素を総合的に見て、レベルを判断する。
レベルⅡ	□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭け事 ◇軽微な授業妨害 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろなど ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。
レベルⅢ	□暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」などの書き込み、集団による誹謗中傷など、態様が悪質で被害が大きいもの） □脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽い物でレベルⅣに至らないもの） □暴力（蹴る・叩く・足をかけるなど態様・被害・影響の比較的軽ものでレベルⅣの暴力にあたらないもの） ◇喫煙 ◇悪質な賭け事 ◇軽微な窃盗行為 ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転 など ※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。
レベルⅣ	□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの） ◇窃盗行為 ◇危険物の所持 ◇痴漢行為 ◇違法薬物の所持、販売行為など ※その他、教育的見地からレベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

レベルⅤ

- 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗など
※その他、教育的見地からレベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

☆5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート



3.いじめられた児童又はその保護者への支援

- つらく苦しい気持ちに寄り添い、いじめから全力で守ることを約束する。
- いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- 保護者の心情を理解しながら、いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

4.いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。
- いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- 保護者の心情を理解しながら、学校はいじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。
- 被害児童・保護者に対して、適切な対応（謝罪など）をするように伝える。
- 当該児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。

5.いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。
- いじめは絶対に許されない行為であり、友だちの言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気づかせる。

6.いじめの解消

- 謝罪をもっていじめを解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対して確認する。
- 解消に至っていない段階では、学校がいじめを受けた児童を守り、その安全・安心を確保する。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が有り得ることを踏まえ、当該児童に対して日常的に注意深く観察する。

7. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めている。

8. 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対するいじめや偏見、差別への対処

児童やその家族等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等にあわないよう、適切な知識を基に、発達段階に応じて指導を行う。感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる人々とその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではない、との考えを周知徹底する。

9. 性暴力被害への対応

性暴力とは、望まない性的な行為であり、性に対する人権侵害である。

「性暴力は人間として絶対に許されない」と教職員の強い共通認識のもと、早期発見・早期対応に努める。日常的な観察はもちろん、日記等を活用して悩みを把握する。また、いじめアンケートを活用した実態把握も行い、定期的な児童との相談や保護者との懇談会等につなげていくことで、教員と児童、教員と保護者との情報交換を行う。

性暴力被害防止のために校内研修や取組みを行うように努める。教職員の資質能力向上を図るため、校内研修や性教育の教育計画をたて、指導の向上を図る。

性暴力に向かわない態度・能力の育成のため、学校の教育活動全体を通じ、性教育、道徳教育、人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、互いを認め合いながら、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。学年・学級において、一人ひとりが活躍し、児童が自分自身を認められ満たされるという思いを抱くことができるような集団作りを進めることで、自己肯定感や自己有用感が高められるよう努める。なお、これらは、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、小中一貫教育の推進に努め、長い見通しの中で、児童生徒が自己の成長発達を感じ取り、自らを高めていけるようにする。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童の保護者に「大阪SACHICO」等外部相談機関を紹介するなど、被害者側のケアに十分配慮する。また、加害児童については、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(外部相談機関)

- ・大阪府子ども家庭センター 子どもの悩み相談 家族や友だち・学校の悩み
0120-728-525 (24時間)
- ・性暴力救援センター・大阪SACHICO 性暴力等 072-330-0799 (24時間)
- ・よりそいホットライン 性別違和感等 0120-279-338 (24時間)
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・和泉市子育て支援室
- ・和泉警察署